

日本産業カウンセリング学会倫理綱領

2000.10

前文

日本産業カウンセリング学会は産業カウンセリング研究とその活動に携わる学会員に対しその活動基準を設け、その適正を期するために必要な基本的倫理綱領を掲げるものとする。

以上の主旨に基づき以下の条項を定める。

第一条 使命

1. 産業カウンセリング研究とその活動に携わる人々は、人間尊重をその基本理念とし、産業カウンセリングとその周辺領域の研究、教育、相談活動などを通して、労働者とその家族の健全な人間的成長、心身の健康の増進とその発展、予防を側面から援助し、人々のさらなる成長・発達と産業社会の大いなる発達に貢献することをその使命とする。
2. 産業カウンセリング研究とその活動に携わる人々は、人間の心とその周辺にかかわる研究と活動を行う者であることを深く自覚し、研究活動・技術向上へむけたゆまぬ努力を惜しまず、さらに自己の人格の涵養、健康な心身を保持するよう努めなければならない。
3. 産業カウンセリング学会員は本倫理綱領を遵守する義務を負う。

第二条 学会員の資質と能力の向上

1. 産業カウンセリング学会員は、人権、信条、性別、社会的身分などにより政治的、社会的な差別を行ってはならない。学会員は常に公正な態度を持って研究・活動を行い、人間としての信頼を保持しなければならない。
2. 産業カウンセリング学会員は研究・活動を幅広く活発に行うことによって、高度な専門的能力と資質を身につけ、資質向上のため絶えず自己研鑽に努め、社会、人々と産業カウンセリング学会のさらなる成長・発展と充実に寄与しなければならない。
3. 産業カウンセリング学会員は自ら殻に閉じこもることなく、主体的に広く関係機関やコミュニティなど、他分野とそこに携わる人々に積極的に働きかけることによって、相互に理解しあい連携できる能力や資質を向上させなければならない。

第三条 産業カウンセリング活動に関する責任

1. 産業カウンセリング研究とその活動に携わる人々は、クライアントが適切なカウンセリングを受けられるように配慮し、常にクライアントの人間的成長と心身の健康の保持、予防、福祉に努めなければならない。
2. 産業カウンセリング研究とその活動に携わる人々は、クライアントとの関係において物質的・経済的利害関係や、職務遂行上社会通念におとる関係をもってはならない。
3. 産業カウンセリング研究とその活動に携わる人々は、カウンセリングを行う場合は適切な場所・時間で行わなければならない。
4. 産業カウンセリング研究とその活動に携わる人々は業務内容については、クライアントの理解と了承(インフォームド・コンセント)を得なければならない。

第四条 守秘業務と公表にともなう責任

1. 産業カウンセリング研究とその活動に携わる人々はクライアントの秘密を保持し、守秘業務を厳守しなければならない。
2. 産業カウンセリング研究とその活動に携わる人々はクライアントの守秘義務に関し、クライアントやその他の人々の生命の危険の恐れやその他の緊急事態と判断される場合以外には、その秘密の公表にあたっては、クライアントないしその保護者・家族の同意を得なければならない。
3. 産業カウンセリング研究とその活動に携わる人々は事例研究発表にあたっては、クライアントが特定されないよう方法を講じるか、クライアントに事前に同意を求めなければならない。

第五条 企業・組織との信頼関係の構築

1. 産業カウンセリング研究とその活動に携わる人々は、企業・組織が労働者に対して負う安全衛生配慮義務を全うするよう勧め、協力しなければならない。
2. 産業カウンセリング研究とその活動に携わる人々は、企業・組織とクライアントとの間に利益が相反する恐れがある場合は、それぞれに対しその事情を説明しなければならない。
3. 産業カウンセリング研究とその活動に携わる人々は、利益の相反が生じた場合に、企業・組織からクライアントに関する情報提供の要求があった時には、クライアントの利益と保護を優先しなければならない。ただし、企業・組織の要求が社会通念上不当でない場合には法令に定められている事業主の義務を充足する範囲の情報提供をするものとする。
4. 産業カウンセリング研究とその活動に携わる人々は、その活動を通じて企業・組織の名誉を損なうような行為をしてはならない。また、クライアントとその他の当事者との信頼関係を保持するよう絶えず努めなければならない。

第六条 罰 則

産業カウンセリング学会員が本綱領に著しく反する行動を行って学会の名誉を傷つけた場合には、倫理委員会の調査を経て、常任理事会の審査によって学会除名を含む処分の対象となる。

付 則

本綱領は 2000 年 10 月 22 日より施行する。